

1. 総論編

目 次

総論編

第1章 運用方針	1-1
1.1 目的	1-1
1.2 適用	1-1
1.3 運用	1-1
第2章 基本事項	1-2
2.1 砂防施設配置計画について	1-2
2.2 概略調査について	1-2
2.3 予備設計について	1-3
2.4 詳細設計について	1-3
2.5 工事完成について	1-3

第1章 運用方針

1.1 目的

砂防事業に関する調査、計画、設計、施工及び管理のために必要な技術的事項について定めるものであり、砂防事業の技術水準の維持・向上並びに業務をより効率的に執行することを目的とする。

< 解説 >

本書は、技術水準の向上、社会的背景の変化等により、適宜改訂を行っていくものである。

1.2 適用

本書は、山梨県内における砂防事業等に関するものに適用する。

< 解説 >

災害等緊急性、既設等の整合性により適用が困難または不適當な場合、本書を適用しないことができる。

1.3 運用

本書に比べ、より適切な方策が発現した場合、技術的水準を損なわない範囲においては、本書以外の方策を採用することを妨げない。

< 解説 >

本書は、標準的と考えられる技術的な事項を示したものであり、より高度な技術水準の採用を妨げるものではない。

なお、本書に示されていない事項を採用するにあたっては、砂防課との協議を必要とする。

第2章 基本事項

2.1 砂防施設配置計画について

砂防施設配置計画を検討するにあたっては、以下に示すフロー（図 1.2.1 参照）によるものとする。

< 解説 >

新規砂防施設計画については、1. 概略調査・2. 予備設計・3. 詳細設計・4. 工事完成の順で行うものとするが、1. 2. については省略することができる。但し、省略した際には3. 詳細設計において施設配置決定及び概算工事費の算定業務を追加するものとする。

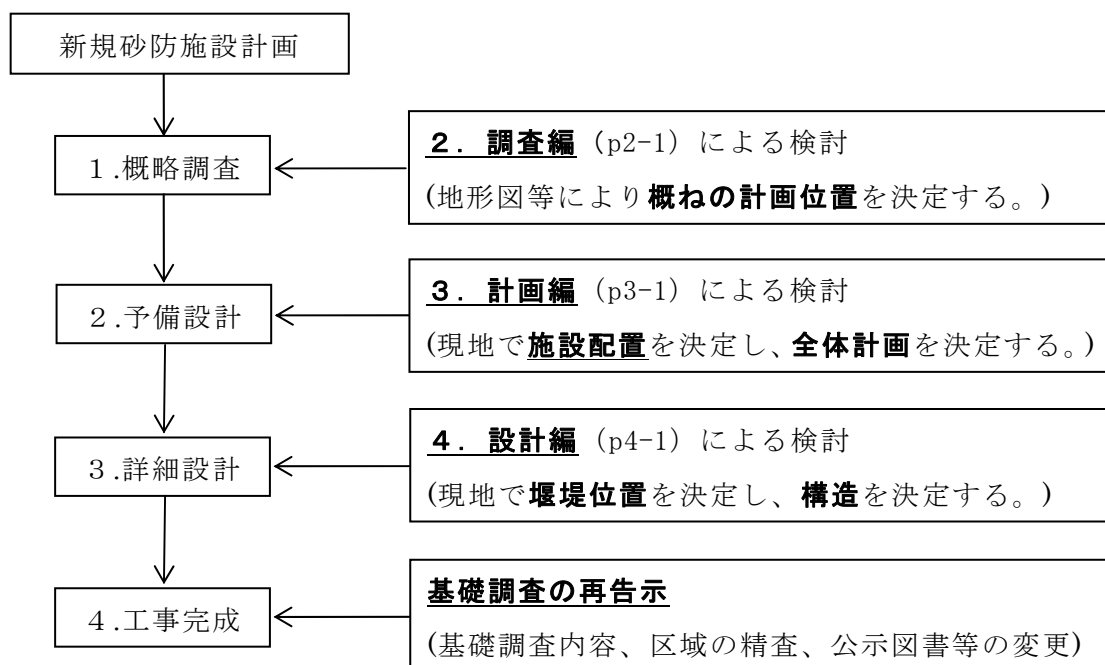


図 1.2.1 新規砂防施設計画

2.2 概略調査について

概略調査とは、地形図及び現地において本書 2. 調査編に基づき調査を行い、概略事業規模や概ねの計画位置を決定することである。

< 解説 >

概略調査内容については、**1/2,500 (砂防基盤図*)**・1/5,000～1/25,000程度の地形図により計画をたて、現地では基礎情報となる内容を収集するものである。

※砂防基盤図：土砂災害防止法における基礎調査に用いた図面データ

2.3 予備設計について

予備設計とは、現地において本書 3. 計画編に基づき調査を行い、流域内に必要な堰堤の基数を検討し、施設配置計画（全体計画）を決定することである。

なお、全体計画について、新規・変更の計画を策定する場合は、最新の基準を考慮することとする。

< 解説 >

予備設計内容については、全体計画が承認されるまでを一連の作業としており、砂防施設配置計画を決定することである。

改良・改築事業等の計画時には、現行の基準を満たしていない砂防堰堤についても最新の基準（効果量等）を見込むこととする。

2.4 詳細設計について

詳細設計とは、現地において本書 4. 設計編に基づき設計を行い、予備設計で決定した各々の堰堤について構造を決定することである。

なお、この時点で基礎調査※内容も精査することとする。

< 解説 >

詳細設計内容については、予備設計で決定した各々の堰堤について構造を決定し、構造協議を終了するまでのことである。なお、2.2および2.3に示す調査・設計を実施しなかった場合には、詳細設計に両検討内容を含ませ実施することとする。

※ 基礎調査とは、平成13年に制定された「土砂災害防止法」に基づき土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害のおそれのある区域の周知、警戒避難態勢の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を設定するための調査である。

2.5 工事完成について

工事完成とは、砂防堰堤等が完成したことである。この時に、既存の基礎調査内容について再告示することとする。

< 解説 >

詳細設計時に検討を行った結果に基づき、堰堤等の完成時ごとに、再度基礎調査を行い、土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)の範囲について変更が生じた場合は、再告示を行うこととする。